

令和8年度第1回四街道市保健福祉審議会 会議次第

令和8年5月11日（月）14：30～
四街道市役所本館1号棟4階第1委員会室

- 1 開 会
- 2 会長選出
- 3 諮 問
- 4 議 題
 - (1) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第10期計画の概要及び策定スケジュールについて
 - (2) 部会の設置について
- 5 閉 会

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 第10期計画の策定について

1. 計画の概要

高齢者保健福祉計画は老人福祉法第20条の8に、介護保険事業計画は介護保険法第117条にそれぞれ基づき策定するものであり、両計画は密接に関連していることから、介護保険事業計画に合わせて3年ごとに一体的に策定しています。

「高齢者保健福祉計画」は、高齢者の心身の健康の保持に資するための事業や、高齢者の健康づくりのための主体的活動への支援策等も含めた保健・福祉全般にわたるサービス提供体制を確保する計画として策定するものです。

「介護保険事業計画」は、要支援・要介護認定者等が、心身の状況に応じた介護保険サービスを受けられる体制を確保する計画として策定するものであり、計画期間中の特別養護老人ホーム等の入所施設等の施設整備や、介護保険料は本計画に位置づけます。

(介護保険料は本計画に基づいて介護保険条例を改正)

なお、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に規定する市町村認知症施策推進計画を包含して策定する予定です。

2. 計画期間

令和9年度～令和11年度（3年間）

3. 市民参加

①アンケート調査

- ・在宅介護実態調査（要支援・要介護認定者）1,600名
 - ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者・要支援認定者）3,000名
- ※両アンケート共に国から設問が示されている。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に関しては、JAGES 機構と研究協定を締結し実施した「健康とくらしの調査」の中に含まれている。（令和7年12月に実施済）

②市民・介護事業者からの意見聴取

③保健福祉審議会及び高齢者部会

- ・本会2回、部会3回程度の開催を予定

④パブリックコメント

4. 庁内検討体制

関係する政策調整担当で構成する「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置。3回程度の開催を予定。

5. 策定スケジュール（別紙参照）

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第10期計画） 策定スケジュール(案)

令和8年5月11日 保健福祉審議会 資料2

項目	月												備考								
	令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月									
1. アンケート調査	項目確定 対象者リスト作成		発送・回収		集計速報															在宅介護実態調査 1,600名 ※「ニーズ調査」はJAGES機構によりR7.12実施済み	
2. 意見聴取	項目確定 対象者リスト作成		事業所アンケート 施設聞き取り オレンジカフェ		意見集約															市民・介護事業者等	
3. 策定委員会 (庁内委員会)						①					②									政策調整担当	
4. 保健福祉審議会					① 諮問													② 答申			
5. 高齢者部会							①											③		保健福祉審議会に部会を設置	
6. パブリックコメント																			意見募集	意見募集期間30日	
7. その他					第9期計画の進捗状況調査 集計・分析・評価					個別事業の文案調整											
特記事項	<p>策定委員会 ①現行計画の進捗状況・アンケート速報値・意見聴取結果・計画骨子案 ②計画素案・介護保険サービス見込量（案）・介護保険料（案）等 ③計画最終案</p> <p>保健福祉審議会 ①諮問（計画の概要及び策定スケジュール、高齢者部会の設置について） ②答申（計画最終案）</p> <p>高齢者部会 ①計画進捗評価・アンケート速報値報告・意見交換会報告・計画骨子案 ②計画素案・介護保険サービス見込量（案）・介護保険料（案）等 ③計画最終案</p> <p>議会報告 令和8年3月議会（教育民生常任委員会協議会）計画の概要及び策定スケジュール説明 令和8年9月議会（教育民生常任委員会協議会）アンケートの速報値・計画骨子案等 令和9年3月議会（教育民生常任委員会協議会）計画の最終案説明</p>																				

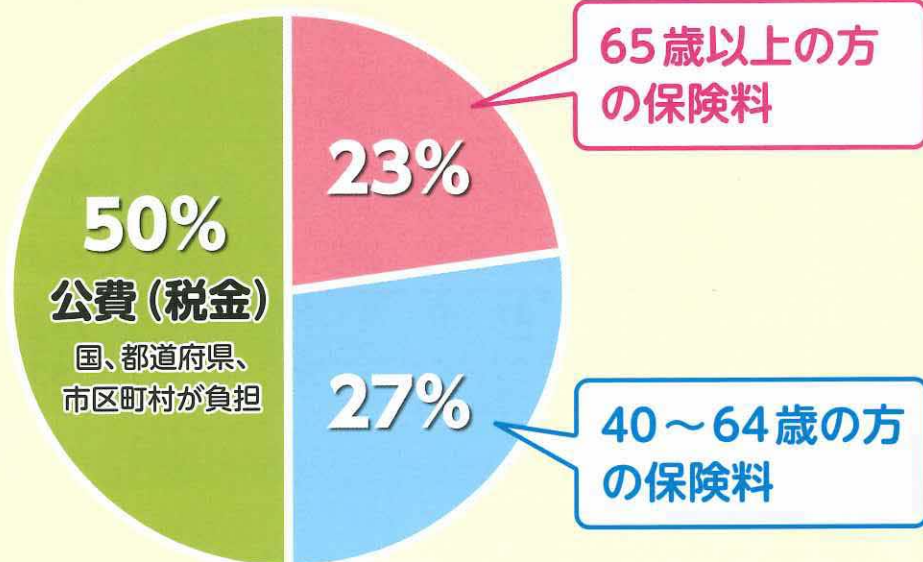
社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。

介護保険料はきちんと納めましょう。

介護保険の財源の内訳(令和6~8年度)

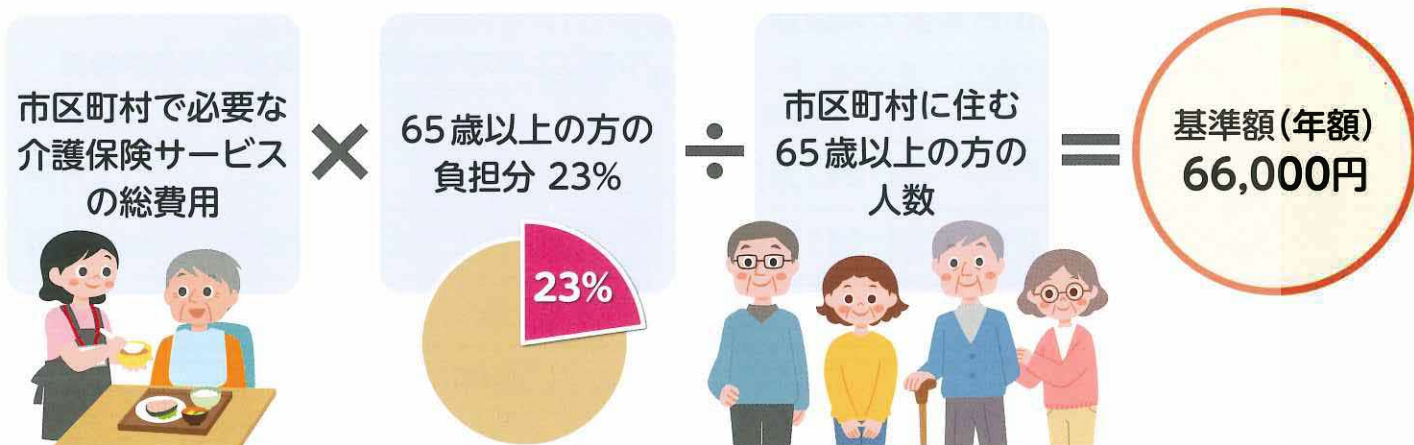
(このほかに利用者負担分があります)



65歳以上の方の介護保険料の決まり方

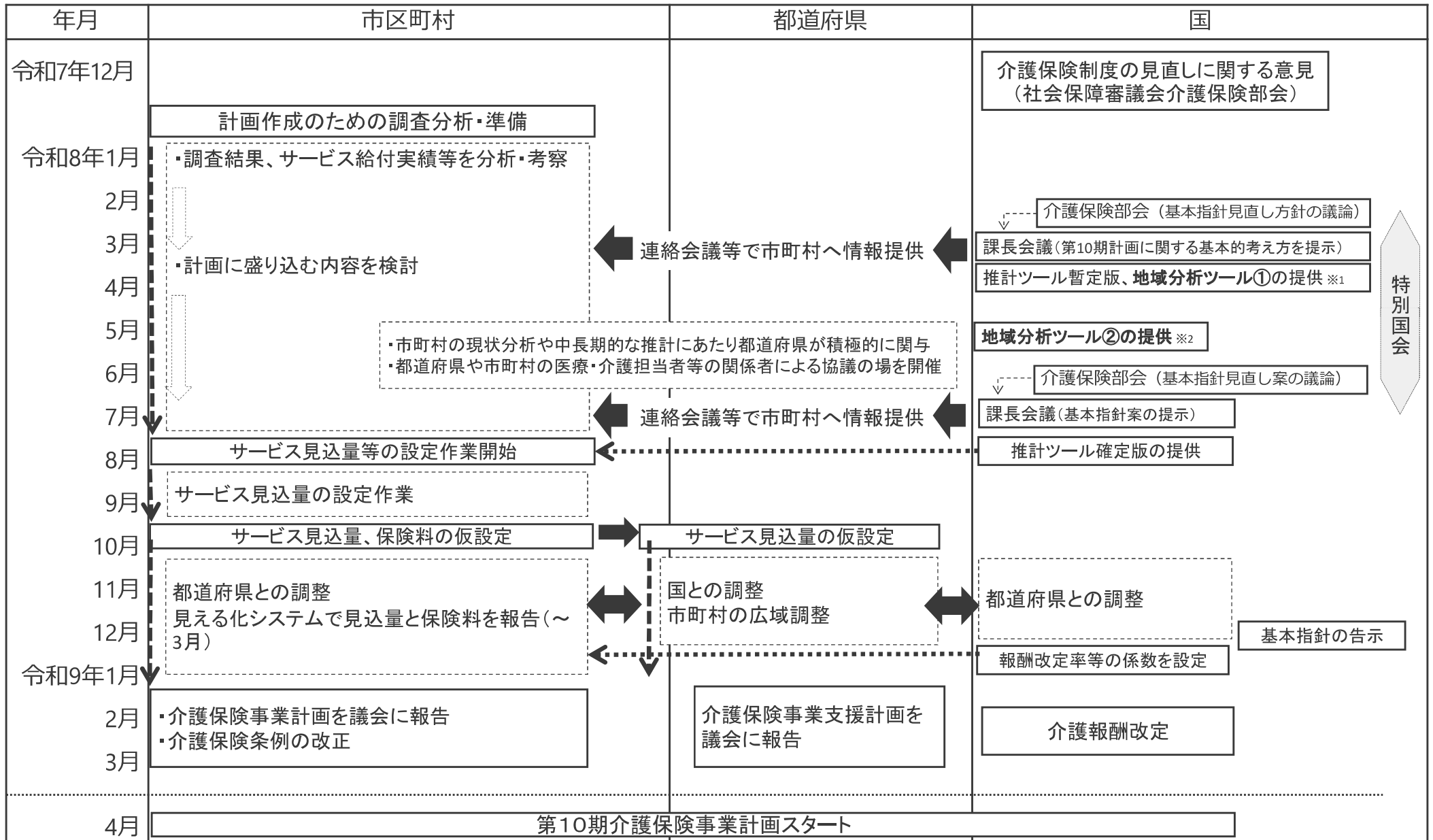
65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

現段階における、第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール



※1 500mメッシュ別人口データ(年代別、2050年まで5年刻み)を地図上に表示する機能の追加。

※2 各市町村の「地域の概況」、「サービス提供体制」、「医療介護連携」に関連する主な指標を対全国比の偏差値として算出し、レーダーチャートで表示する機能の追加。